



® 平成31年 2 月 8 日 (金)

No. 14868 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商標権侵害物品の個人輸入問題について (1)

商標権侵害物品の個人輸入問題について

ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所

弁護士 松永 章吾

1 はじめに

平成30年9月7日付財務省の報道発表資料¹によれば、平成29年の全国の税関における偽ブランド品などの知的財産権侵害物品の輸入差止件数は前年度と比べて17.6%増加し(3万627件)、過去2番目の高水準であったとのことである。

もっとも、商標権侵害物品の輸入差止件数はそのうちの98%の3万111件を占め、前年度より17.3%増

加しているにもかかわらず、反対に、輸入点数は31万3314点と、前年度と比べて23.4%も減少している。この推移が何を表すかといえ、偽ブランド品などの商標権侵害物品の輸入の小口化が益々進行しており(平均すれば疑義貨物には10点以下の商標権侵害物件しか含まれていないことになる。)、後述する個人使用目的を主張する輸入者意見書の増加とも相俟って、商標権侵害物品に対する水際対策の費用対

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。



TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

効果が大きく損なわれつつある状況を表している。

侵害物品の輸入の小口化の背景には、中国の模倣品業者が、その運営するオンラインストアやLINE等のSNSのアカウント、さらにはアマゾン等の国内プラットフォームのアカウントを通じて、中国に居ながらにして日本の顧客から注文を取り、EMS（国際スピード郵便）で納品する商流が一般的になっていることがあり、この傾向が今後一層進むことは明らかである。

そうは言っても、小口で輸入された商標権侵害物品の流通を追いかけて国内で取り締まることは現実的ではない以上、商標権侵害物品の輸入差止の重要性は増すばかりであり、輸入者の権利に配慮した上で、この制度をより実効性の高いものに発展させる必要性が大きい。

本稿では、かかる観点から、偽ブランド品などの商標権侵害物品の水際対策の実務について紹介し、権利者にとって悩ましい問題である個人輸入問題を

解消するための法改正の必要性について若干の意見を述べることとする。

2 輸入差止申立制度の特徴

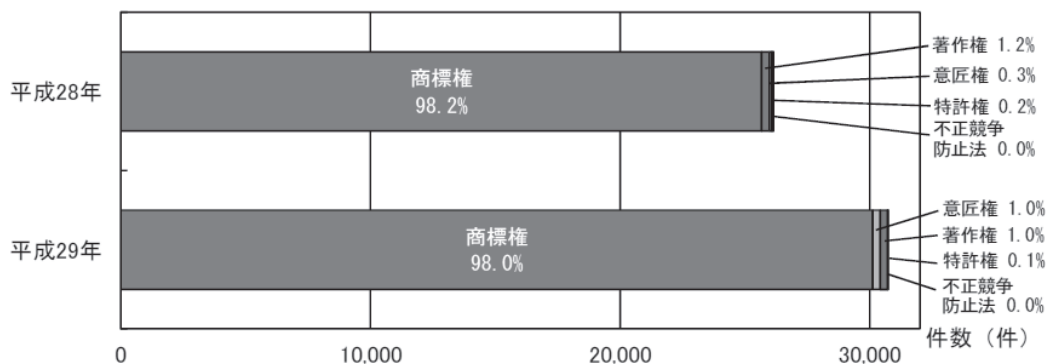
日本における輸入差止申立て制度は、諸外国の制度と比べて以下のような特徴がある。

(1) 商標権者にとっての長所

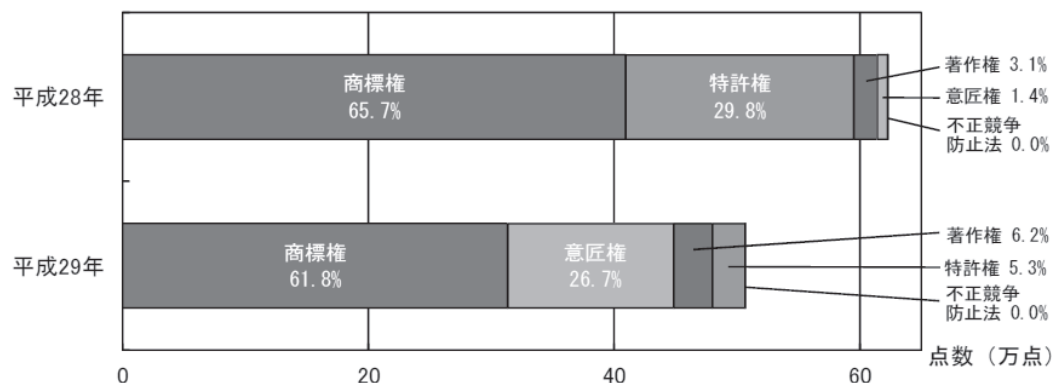
ア 申立て対象品目だけでなく、その周辺品目に対しても差止が実施されること

なお、筆者は、申立て代理人として、輸入差止申立てを契機に申立て対象品目とは全く異なる種類の物品に対する職権取締りの件数が増えることも数多く経験している。例えば、サングラス（第9類）についての輸入差止申立てを行ったところ、同じ権利者の製品であるハンドバッグ（第18類）やスカート（第25類）の侵害品についても職権取締りによる認定手続（後述）が増加したことなどがその好例である。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数ベース）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数ベース）



(平成30年9月7日付財務省の報道発表資料より引用)